

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成30年(2018年)12月20日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 12月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 12月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】目的物の所有権が代金完済まで売主Yに留保される旨定めた金属スクラップ等の継続的売買契約において,集合動産譲渡担保権の設定を受けた買主Xが,代金完済未了の金属スクラップ等売却したYに対し不当利得返還請求を行ったが棄却された事例(平成30年12月7日最高裁)

【2】詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済みの金員相当額の支払債務は,履行の請求を受けた時に遅滞に陥ると判示(平成30年12月14日最高裁)

【3】本件マンション管理組合Xが区分所有者Yの管理費等を立替払したとして不当利得返還請求したところ,Yは漏水事故によるYの専有部分の被害につき民法717条1項の占有者としてXが責任を負うとしその損害賠償と対等額での相殺主張をしたが,Xの請求を認容(平成29年3月15日東京高裁)

【4】主たる債務者による再生計画の遂行としての分割弁済は,保証人との関係では再生手続が開始されていない通常の主たる債務の一部弁済がなされた場合と同視すべきであり保証債務全体について債務承認として時効中断の効力が生じると解するのが相当と判示(平成29年6月22日東京高裁)

【5】妻Yが夫Xとの離婚訴訟を提起したが敗訴,これを受けXがYに同居を命じる審判を求めた事案。原審が同居を命じる審判をしたためYが即時抗告したところ,薬で適応障害の症状を抑えても再度別居せざるをえなくなる可能性が高いとして原審を取消した(平成29年7月14日福岡高裁)

【6】Xが子Aを殺害したYに損害賠償を請求した事案において,遺族給付金は犯罪被害者の死亡による消極損害の一部を早期に填補することを目的としたもので,相互補完性を保有するAの死亡による逸失利益等の消極損害の元本と損益相殺的な調整をすべきと判示(平成29年11月30日広島高裁)

【7】X社の元代表取締役が在任中,買収防衛のため弁護士に約2700万円を支払い法律事務を委託したことに代表者交代後のXがYに損害賠償を求めた事案。原審はYの善管注意義務違反,忠実義務違反を認めたが,Yが控訴したところ同義務違反がいずれも否定された(平成30年5月9日東京高裁)

【8】被担保債権としてのY2の自宅の土地建物と隣接地とが取違えられて根抵当権の設定がなされたことから,X信用金庫がY2に対する根抵当権設定登記請求権を被保全債権としてY2に代位して真正な登記名義を回復する所有権移転登記手続を求め,認容された事例(平成29年12月22日東京地裁)

(知的財産)

【9】Xの著作物である写真がツイッターでプロフィール画像,ツイートの一部として無断で用いられ,さらにリツイートで無断使用されたとして,Xが発信者情報の開示を求めた事案において,無断使用したアカウント及びリツイートのアカウントの開示が認められた事案(平成30年4月25日知財高裁)

【10】被告は「広告業」等を指定役務とし「エナジア」なる商標(本件商標)の商標権者で,原告が「エネルギー」と「EnerGia」の文字からなる登録商標を引用し,本件商標につき特許庁に無効審判を請求し不成立とされたため原告が審決取消を求めたが棄却された事例(平成30年11月7日知財高裁)

【11】控訴人(一審被告)が無効の抗弁を認めず被告各製品の製造等は被控訴人(一審原告)が有する特許権の侵害行為だとした原判決を不服として控訴を提起した事案。時機に後れた攻撃防御方法の却下の申立を認めず本件発明は新規性欠如であるとして原判決を取消した(平成30年11月26日知財高裁)

【12】原告は「介護用マットレス付きベッド」等を指定商品とする立体商標を出願したが拒絶査定を受けたため不服審判を請求,特許庁は商標法3条2項に該当せずとして不成立の審決をし,原告が審決取消を求めて本件訴訟を提起したが,特許庁の判断を是認し請求を棄却(平成30年11月28日知財高裁)

【13】特許異議の申立を認めて特許を取消した決定に対する取消訴訟であって,進歩性の有無等についての判断の

当否が争点になり,容易想到性の判断等は誤りであるとして請求を認めた事例(平成30年11月28日知財高裁)

【14】XがYに対し,Y所有に係る本件特許権はYの冒認出願により設定登録されたなどとして特許法74条1項に基づき本件特許権について移転登録手続きをすることなどを求めたところ,その請求が棄却された事例(平成29年11月9日大阪地裁)

(民事手続)

【15】債権調査期日終了後になされた債権届出につき破産法112条1項所定の要件を満たさないとして却下した決定に対する即時抗告は,これを行うことができる旨の破産法または民事訴訟法上の定めはないため不合法であると判示した事例(平成30年2月26日東京高裁)

(刑事法)

【16】勾留の裁判に対する準抗告の裁判に対する特別抗告。前件の勾留中に本件勾留の被疑事実に関する捜査の同時処理が義務付けられていた旨説示した点は是認できないが刑訴法411条を準用すべきとまではいえないから検察官の抗告は棄却するとした事例(平成30年10月31日最高裁)

【17】A社勤務の被告人はA社の秘密情報へのアクセスが認められていたが,同業他社への転職直前にAのデータを私物のハードディスクに複製した行為で第1審判決は有罪,原審もこれを是認。弁護人は法に言う「不正の利益を得る目的」がない等として上告したが棄却(平成30年12月3日最高裁)

【18】一審が有罪,控訴審が無罪で検察官が上告。被告人は異なる場所で異なる名宛人になりすまして荷物の受領行為を繰り返し,その都度報酬を受け取っており,犯罪行為に加担していることを認識しており,詐欺の故意は認められるとして原判決を破棄し,控訴を棄却(平成30年12月11日最高裁)

【19】心神喪失等状態で他害行為を行ったとして入院決定がなされた男性の付添人が,対象行為は立証されていない等と主張し抗告。医療観察法は職権主義的審問構造による審判手続を定めており刑訴法の証拠調べに関する規定はそのまま準用されないとして抗告を棄却した(平成30年2月5日東京高裁)

【20】被告人は,政治団体Aの副理事長及び会計責任者,政治団体Bの会計責任者で,かつ政治団体Cの会計責任者の職務を補佐していたが,Aの収支報告書及びCの収支報告書への虚偽記入罪で起訴された。原判決は被告人を有罪としたため弁護人が控訴したが棄却された(平成30年10月11日東京高裁)

【21】看護師A及びBは,医療保護入院中のCに暴行を加え死亡させたとして傷害致死罪で起訴された。第1審はBを無罪,Aを暴行罪で罰金30万円に処したが,本判決はAの公訴提起は時効完成により免訴とし,Bの行為は看護目的からの抑制行為として控訴を棄却(平成30年11月21日東京高裁)

【22】医師免許を有しない入れ墨の施術業者(彫り師)である被告人が業として施術用具を用いて皮膚に色素を注入する行為(入れ墨)が医師法17条に違反するかが争われた事案(平成29年9月27日大阪地裁)

(公法)

【23】Xによる被告(市)に対する不当利得返還等を請求する住民訴訟で,1審及び控訴審は請求の一部を認容したが,上告審は市議会が上記請求権の放棄を議決したとして請求を棄却。Xは勝訴要件を満たすとして代理人弁護士への報酬の支払を求めたが棄却された(平成30年1月17日神戸地裁)

(社会法)

【24】勤労収入についての適正な届出をせずに不正に保護を受けた者に対する生活保護法78条に基づく費用徴収額決定に係る徴収額の算定に当たり,当該勤労収入に対応する基礎控除の額に相当する額を控除しないことが違法であるとはいえないとされた事例(平成30年12月18日最高裁)

【25】飲食店店長だったAがうつ病を発症し自殺,Aの父XがYらに雇用契約上の安全配慮義務違反,代表取締役らの善管注意義務違反に基づき損害賠償を求めた事案。Yらは過重労働を否定し自殺原因をアルコール依存や失恋として争ったが,Xの請求が一部認容された(平成30年3月1日大阪地裁)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民事法】

#### (1) 最二判平成30年12月7日 裁判所HP

平成29年(受)第1124号 不当利得返還等請求事件(棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/171/088171\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/171/088171_hanrei.pdf)

#### 【裁判要旨】

金属スクラップ等の継続的売買契約において目的物の所有権が代金の完済まで売主Yに留保される旨が定められた場合に、買主Aが保管する金属スクラップ等を含む在庫製品等につき集合動産譲渡担保権の設定を受けたXは代金完済未了の金属スクラップ等につきYに上記譲渡担保権を主張できないとして、金属スクラップ等をAから引き揚げて売却したYに対するXの不当利得返還請求等が棄却された事例。

(理由)

YA間の売買契約では、期間ごとに納品された金属スクラップ等の売買代金の額が算定され、一つの期間に納品された金属スクラップ等の所有権は、当該期間の売買代金の完済までYに留保されることが定められ、これと異なる期間の売買代金の支払を確保するためにYに留保されるものではない。

上記のような定めは、売買代金の額が期間ごとに算定される継続的な動産の売買契約において、目的物の引渡しからその完済までの間、その支払を確保する手段を売主に与えるものであって、その限度で目的物の所有権を留保するものである。

また、Yは、Aに対して金属スクラップ等の転売を包括的に承諾していたが、これは、YがAに本件売買契約の売買代金を支払うための資金を確保させる趣旨であると解され、このことをもって上記金属スクラップ等の所有権がAに移転したとみることはできない。

#### (2) 最二判平成30年12月14日 裁判所HP

平成30年(受)第44号 旧取締役に対する損害賠償、詐害行為取消請求事件(棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/184/088184\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/184/088184_hanrei.pdf)

#### 【裁判要旨】

詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済みの金員相当額の支払債務は、履行の請求を受けた時に遅滞に陥る。

(理由)

詐害行為取消しの効果は過去に遡って生ずるものと解するのが詐害行為取消権制度の趣旨に沿うものといえる。

また、詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領金支払債務が、詐害行為取消判決の確定より前に遡って生じないとすれば、受益者は、受領済みの金員に係るそれまでの運用利益の全部を得ることができることとなり、相当ではない。

したがって、上記受領金支払債務は、詐害行為取消判決の確定により受領時に遡って生ずるものと解すべきである。そして、上記受領金支払債務は期限の定めのない債務であるところ、これが発生と同時に遅滞に陥ると解すべき理由はなく、また、詐害行為取消判決の確定より前にされたその履行の請求も民法412条3項の「履行の請求」に当たるといえることができる。

#### (3) 東京高判平成29年3月15日 判例時報2384号3頁,判例タイムズ1453号115頁

平成28年(ネ)第1062号 管理費等請求控訴事件(取消・請求認容(上告受理申立て))

建物の区分所有等に関する法律(以下「区分所有法」)3条の管理組合Xが、本件建物(マンション)の区分所有権を有するYに対し、未払い管理費等、電気及び水道料金の立替払いを原因とする不当利得返還請求をするとともに、管理規約に基づく弁護士費用等諸費用を請求し、これに対しYが本件建物で漏水事項が発生し、Y専有部分が被害を受けたことにつき、Xが民法717条1項の占有者として工作物責任を負い、又は管理規約により漏水の部分となる共用部分を修繕して区分所有者に漏水被害が生じないようにすべき義務を怠ったとして債務不履行責任を負うことを理由に、これらの損害賠償債権と対当額で相殺するとの抗弁を主張した。

原審(前橋地高崎支部判平成28年1月19日・判例時報2384号7頁)は、損害賠償に係る自働債権を認めてYによる相殺の抗弁を容れて受働債権が全部消滅するとして、Xの請求を棄却した。

控訴審は、管理組合は共用部分を管理しているものの管理責任があるところに占有があるとはいえず、本件建物の共用部分の占有者ではないから、工作物責任に基づく損害賠償請求権の主張には理由がないと判示し、債務不

履行に基づく損害賠償請求権の主張についても、管理組合は建物を建築した建築業者でもなければ建物の修繕工事を行った修繕業者でもないのであって、建築工事又は補修工事の瑕疵についてこれら業者と同様の責任を個々の区分所有者に対して負うべき立場にはなく、建物が瑕疵のない状態にあることを保証すべき責任を個々の区分所有者に対して負うべき立場にもないから理由がないと判示し、原判決を取り消し、Xの請求を認容した。

#### (4) 東京高判平成29年6月22日 判例時報2383号22頁

平成29年(ネ)第974号 求償金請求控訴事件(控訴棄却(確定))

本件は、AがB銀行から借入する際、Aの委託に基づいてその債務を信用保証したX(信用保証協会)がBに代位弁済したとしてAの信用保証委託契約上の債務を連帯保証したYらに対し、連帯保証債務を請求した事案である。Aは民事再生手続が開始され、再生計画が認可され確定していたが、Yらは、同再生計画認可決定確定日から10年経過を理由に連帯保証債務は時効消滅したと主張した。

原審は、再生計画による免除により免除された部分が消滅するものではなく民事再生手続の関係で権利行使が制限されるにすぎず、免除されなかった部分に対する弁済は免除部分を含めた債務全体の承認になるというべきとしてXの請求を認容した。本判決は、結論として原審を維持したが理由付けとして、主たる債務者による再生計画の遂行としての分割弁済は、保証人との関係では再生手続が開始されていない通常の主たる債務の一部弁済がなされた場合と同視すべきであり保証債務全体について債務承認として時効中断の効力が生じると解するのが相当であるとした。

#### (5) 福岡高決平成29年7月14日 判例時報2383号29頁, 判例タイムズ1453号121頁

平成29年(ラ)第171号 夫婦同居の審判に対する抗告事件(取消・却下(確定))

X(夫)Y(妻)は、平成21年に婚姻し、25年に別居し、Yは26年に離婚訴訟を提起し、一審は婚姻関係が破綻したとして請求を認容したが、控訴審は修復の可能性があり得ないとはいえないなどとしてYの請求を棄却し同判決は確定したため、Xは、これを受けてYに対し同居を命じる審判を求める家事審判の申立をした事案である。

原審は、Yについて適応障害との診断がされ、Xとの物理的・心理的な接近のたびに皮膚症状や不安感が生じるとしても面会に先立ち抗不安薬を服用するという手段が示唆されているなどとしてXがY及び長女Cのみと同居できる同居を定めたときにYに同居するよう命じる審判をしたため、Yが即時抗告した。

本決定は、同居生活が再開されたとしても夫婦が互いの人格を傷つけるような結果を招来する可能性が高いと認められる場合には同居を命じるのは相当ではないとして、本件は、Yがあらかじめ薬を服用することで適応障害の症状を抑えることができる可能性はあるとしても、再度別居せざるを得なくなる可能性は高いということができ、Xの作成した書面内容や当事者双方が互いに疑心暗鬼の状態にあること等を照らすと条件付きであっても同居を命じるのは相当ではないとして原審を取り消した。

#### (6) 広島高判平成29年11月30日 判例タイムズ1453号95頁

平成29年(ネ)第205号 損害賠償請求控訴事件(変更, 確定)

Yに子Aを殺害されたXは、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した。Xは犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づき遺族給付金の支給を受けていた。原判決は、遺族給付金をXの請求できる損害から控除することが相当であり、まず遅延損害金から充当するとしたが、本判決は、遺族給付金は犯罪被害者の死亡による逸失利益等の消極損害の一部を早期に填補することを目的としたものであり、相互補完性を保有するAの死亡による逸失利益等の消極損害の元本と損益相殺的な調整をすべきである(遅延損害金はいくまでも債務者の履行遅滞を理由とする損害賠償債権であるから相互補完性等があるとは言えない)とし、その填補の対象となる損害は、上記支援制度の予定するところと異なって遺族給付金の支給が著しく遅滞するなどの特段の事情がない限り、不法行為の時に填補されたものと法的に評価して損益相殺的な調整をすることが公平の見地からみて相当であるとして、原判決を変更した。

#### (7) 東京高判平成30年5月9日 金法2103号72頁

平成29年(ネ)第5411号, 平成30年(ネ)第936号 損害賠償請求控訴, 仮執行の原状回復等申立事件(原判決取消・請求棄却・仮執行の原状回復一部認容)

Yは、X社の元代表取締役であったが、買収による支配権争いに敗れ、解任されるに至った。Yは、その在任中の平成26年6月以降、買収防衛のために複数の弁護士に法律事務を委任し、合計約2700万円の報酬をXに支払わせた。代表者交代後のXは、Yに対し、上記支払が自己保身を目的としたもので、取締役としての善管注意義務、忠実義務に違反するとして会社法423条1項により同額の損害賠償請求をした。原審は、善管注意義務違反、忠実義務違反を認めたが、これを不服とするYが控訴するとともに、民事訴訟法260条2項に基づき仮執行の原状回復等の申立てをしたのが本件である。

本判決は、平成25年4月頃にXの筆頭株主となったB社の実質的な支配者はCであると認定した上、Cには脱税、ビル火災に

おける業務上過失致死につき刑事事件で有罪となった前科があること、企業の乗っ取りや反社会的勢力との関連を疑わせる具体的な報道があること、関連するD社を通じて、Xの100%子会社であるA社所有のテーマパーク施設の競売を申し立て、Xに重大な信用毀損を生じさせたことを認定した。その上で、YがXの取締役としてCに率いられたB社による買収を株主共同の利益に反する可能性があるものとして防衛策を取ったことには相当の理由があったとした。そして、このような買収防衛策を取るために上記複数の弁護士に法律事務を委任し、相応の報酬を支払ったことは当時のXにとって必要、有益であったとして、善管注意義務違反、忠実義務違反を否定した。

#### (8)東京地判平成29年12月22日 金法2102号82頁

平成29年(ワ)第10651号 所有権移転登記等請求事件(請求認容)

X信用金庫は、昭和62年、Y1社との間で信用金庫取引約定を締結し、昭和63年、Y1社代表者であるY2から、その自宅の土地建物につき、Y1社の信金取引による債務を被担保債権として、根抵当権の設定を受け、その旨の登記が経過された。ところで、Y2の所有名義である建物(所在地番68番)は、現地では、Y3所有名義の建物(所在地番69番)の北東側に隣接しているのであるが、Y2所有名義の土地(地番68番)は、公図上、Y3名義の土地(地番69番)の南西側に隣接して描かれており、実際には、Y2の自宅敷地は地番68番土地ではなく、地番69番土地であり、地番68番土地はY3の自宅敷地だった。この事実は、Xが申し立てた所在地番68建物および地番68番土地の競売手続における執行官の現況調査で発覚し、同競売は取り下げられた。Xは、真実の根抵当目的物は地番68番土地ではなく地番69番土地であり、その所有者はY3ではなくY2であるとして、Y3に対し、XのY2に対する根抵当権設定登記請求権を被保全債権として、Y2に代位して、地番69番土地につき真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めるとともに、Y1に対し、地番69番土地に係る根抵当権設定登記手続を求めた。

本判決は、まず、土地所有権について、Y2、Y3、その前主も含め、いずれも北東側土地の地番が68番、南西側土地の地番が69番であるという誤った認識を有しており、誤った土地につき所有権移転登記をしたと認められるとして、Y2が地番69番土地を、Y3が地番68番土地を所有しており、現在の所有権移転登記はいずれも実態的権利関係に合致しない無効なものであると判示した。次に、根抵当目的物につき、XおよびY2は、Y2の自宅およびその敷地に根抵当権を設定するものとして契約を締結しており、契約書上の地番68番の記載は、地番69番土地の地番が68であるとの誤った認識を前提とするものであるとして、Xは地番69番土地につき根抵当権の設定を受けたものであると判示した。そして、真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記は、実体上の権利変動と合致する登記をするため無効な登記がされた後にされた登記を抹消することにつき、利害関係ある第三者の承諾を得ることが事実上困難な場合に認められるのであり、本件は昭和33年から地番誤りが継続してきたことなどから第三者の承諾を得ることは事実上困難であるとして、Y2はY3に対し真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記請求ができるものと判示した。最後に、Yらが共同申請により所有権移転登記手続をしないことは弁論の全趣旨から明らかであるとして、民法423条の法意に従い、XがY2のY3に対する所有権に基づく妨害排除請求権としての真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記請求権を代位行使できるものと判示した。

### 【知的財産】

#### (9)知財高判平成30年4月25日 判例時報2382号24頁

平成28年(ネ)第10101号 発信者情報開示請求控訴事件(変更、上告受理申立て)

ツイッターにおいて、Xの著作物である写真が 氏名不詳者により無断でアカウントのプロフィール画像として用いられ、その後当該アカウントのタイムライン、ツイートにも表示され、 氏名不詳者により無断で画像付きツイートの一部として用いられ、当該氏名不詳者のアカウントのタイムラインにも表示されたこと、 氏名不詳者らにより無断で上記 のツイートがリツイートされ、当該氏名不詳者らのアカウントのタイムラインに表示されたことにより、著作権及び著作人格権が侵害されたと主張して、発信者情報の開示を求めた事案。

原判決は、 の各アカウントのメールアドレスの開示を認める限度で認容していたが、本判決は、リツイートについて、著作権の侵害は認められないが、著作人格権(氏名表示権、同一性保持権)については、リツイートにより表示される画像がリンク元の画像と異なるとして、侵害を認め、 の各アカウントについてもメールアドレスの開示を認めた。

#### (10)知財高判平成30年11月7日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10062号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/144/088144\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/144/088144_hanrei.pdf)

被告は、「広告業」等を指定役務とし、「エナジア」を標準文字で書してなる商標(本件商標)の商標権者であるところ、原告が、「エネルギー」と「EnerGia」の文字を2段に表してなる登録商標(引用商標)を引用し、商標法4条1項11号に該当することを理由として、本件商標について無効審判を請求したが、特許庁が不成立の審決をしたの

で、原告が審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

本件商標は、片仮名「エナジア」の標準文字からなり、「エナジア」の称呼を生じる。また、「エナジア」は、一般的な辞書等に掲載されていない造語であると認められるから、本件商標は、特定の観念を生じない。

引用商標は、上段に片仮名「エネルギー」を配し、下段に欧文文字「EnerGia」を配した上下二段併記の結合商標であって、上段、下段が共に、強い印象を与える。下段の欧文文字がより強く支配的な印象を与える旨の原告の主張を採用することはできない。下段の「EnerGia」は、スペイン語やポルトガル語などで「エネルギー」を意味する「energia」と綴りを同じくするが、これらの言語の我が国における周知の程度に照らすと、引用商標に接した需要者等は、造語であると理解するものと認められ、固有の称呼を有しない。そして、上段の「エネルギー」は、下段の「EnerGia」と略同一の幅で記載され、その構成文字に照らし、下段の「EnerGia」の称呼を特定したものと無理なく理解することができる。したがって、引用商標は、「エネルギー」という称呼を生じる。

そして、本件商標と引用商標を比較すると、外観が相違し、また、本件商標は「エナジア」の称呼を生じ、引用商標は「エネルギー」の称呼を生じるが、中間音における「ナジ」と「ネルギ」の相違が4音と5音という短い音構成からなる両称呼全体に及ぼす影響は大きいから、離隔的観察においても、称呼上の相違を十分認識することができる。また、本件商標は、特定の観念を生じないが、引用商標は、原告のブランドという観念を生じることがあるから、観念において相違するか比較することができない。

以上によると、本件商標と引用商標とは、外観、称呼及び観念において相紛れるおそれはないから、本件商標は、引用商標に類似する商標には当たらないものと認められる。

原告は、引用商標の下段の「EnerGia」の欧文文字は、少なくとも「エネルギー」と「エナジア」の二つの称呼が生じると主張する。しかし、引用商標の下段の欧文文字「EnerGia」は、造語であると理解されるから、固有の称呼を有しないところ、上段の「エネルギー」は、下段の「EnerGia」と略同一の幅で記載され、その構成文字に照らし、下段の「EnerGia」の称呼を特定したものと無理なく理解することができる。そうすると、引用商標に接した需要者等は、そのように理解するのであるから、引用商標を「エネルギー」と称呼するものということができ、引用商標を「エナジア」と称呼するものとは認められない。

以上によると、本件商標は、引用商標に類似する商標には当たらないから、役務の類否を判断するまでもなく、取消事由は理由がない、として原告の請求は棄却された。

#### (11)知財高判平成30年11月26日 裁判所HP

平成29年(ネ)第10055号 特許権侵害差止請求控訴事件 特許権 民事訴訟(認容)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/166/088166\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/166/088166_hanrei.pdf)

控訴人(一審被告)が、無効の抗弁を認めず、被告各製品の製造等は被控訴人(一審原告)が有する本件特許権の侵害行為であるとした原判決を不服として控訴を提起した事案であって、時機に後れた攻撃防御方法の却下の申立てを認めず、本件発明は新規性欠如であるとして、原判決を取消した事案。

##### 1) 時機に後れた攻撃防御方法の却下の申立てについて

控訴人らは、被控訴人外1名を原告、控訴人ら外3名を被告とする商標権侵害差止等請求事件において、当該事件の原告訴訟代理人弁護士G及び同Hが平成19年5月22日に東京地方裁判所に証拠として提出した乙69の4及び証拠説明書として提出した乙69の5を、その頃受領していること、乙69の5には、乙69の4の説明として、「被告シンワのチラシ(2006年用)(写し)」、作成日「2006(平成18)年」、作成者「(有)シンワ」、立証趣旨「被告シンワが原告むつ家電得意先へ営業した事実を立証する。」旨記載されていることが認められる。したがって、控訴人らは、平成19年5月22日頃には、乙69の4・5の存在を知っていたものと認められる。

本件は、平成28年6月24日に東京地方裁判所に提訴され、平成29年1月26日に口頭弁論が終結され、その後和解協議が行われたところ、上記の事実によると、控訴人らは、無効理由3(新規性欠如)に係る抗弁を、遅くとも平成29年1月26日までに提出することは可能であったといえるから、これは「時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法」(民法157条1項)に該当することが認められる。

しかし、控訴人らは、本件の控訴審の第1回口頭弁論期日(平成29年8月3日)において、控訴人シンワは、本件特許が出願されたとみなされる日より前に、本件各発明の構成要件を充足する製品を販売したので、本件特許は新規性を欠く旨の主張をしたものであって、上記期日において、次回期日が指定され、更なる主張、立証が予定されたことからすると、この時点における上記主張により、訴訟の完結を遅延させることとなると認めるに足りる事情があったとは認められない。

したがって、上記主張に係る時機に後れた攻撃防御方法の却下の申立ては、認められない。

##### 2) 新規性欠如について

乙69の3及び4は、いずれも、控訴人シンワが、被控訴人の顧客であった者に交付したものを、平成19年5月22日までに、被控訴人が入手し、控訴人シンワらが、被控訴人の得意先へ営業した事実を裏付ける証拠であるとして、上記事件において、提出したものであると認められる。そして、乙69の4の上記記載内容、特に「販売促進キャンペーン」、「

納品5月20日」と記載されていることからすると、乙69の4と同じ書面が、平成18年5月20日以前に、控訴人シンワにより、ホタテ養殖業者等の相当数の見込み客に配布されていたことを推認することができる。

そうすると、本件発明13は、本件特許が出願されたとみなされる日である平成18年5月24日より前に日本国内において公然知られた発明であったということができ、新規性を欠き、特許を受けることができない。

## (12)知財高判平成30年11月28日 裁判所HP

平成30年(行ケ)第10060号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/157/088157\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/157/088157_hanrei.pdf)

原告は、「介護用マットレス付きベッド」等を指定商品とする立体商標(本願商標)の出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求したが、特許庁は不成立の審決をしたので、原告が審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。本願商標は、ヘッドボード、フットボード及び上体側が斜めに持ち上がった土台から構成されるベッドフレームに、マットレスを組み合わせた立体的形状からなるものであり、本願の指定商品中、「介護用マットレス付きベッド」というべきものである。

特許庁の審決の理由の要旨は、本願商標は、商標法3条1項3号に該当し、かつ、商標法3条2項に該当するものではないから、登録することができないというものである。

原告は、本願商標は、極めて斬新で特徴的な形状(「傾斜ベッド」と「フットボード」の形状)を有しており、その特徴的な形状は、強く需要者の目を引くこと、本願商標の使用商品(マットレス付き原告ベッド)は、多数の販売実績を上げていること、商品形状の露出を前面に押し出した効果的な本願商標の使用商品の宣伝活動とも相まって、需要者において、本願商標の特徴的な形状は、印象的かつ鮮明に記憶され、その特徴的な形状自体が原告の出所を表示する標識として認識されるに至っており、このことは、本件アンケート調査の結果によって裏打ちされていることからすると、本願商標は、本願商標の使用商品について、「使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができるもの」(商標法3条2項)に該当すると主張する。

しかしながら、上記のうちの「傾斜ベッド」の形状とは、土台の傾斜機能により、フットボード側が低くなった形状をいうものであるところ、原告が述べるように土台の傾斜機能は従来の介護用ベッドにない機能であるとしても、本願商標の構成全体の中で土台が傾斜した形状が強く需要者の印象に残るものとは認められない。また、上記のうちの「フットボード」の形状とは、樹脂製のボードを採用し、全体に丸みをつけて、ボードの上端がつかまりやすいグリップ形状となっている点及び外側に「収納カバー」が設けられ、木目調のシートが貼ってある点というものであるところ、グリップできるように、フットボードの上部左右に穴を設けた形状及びフットボードの一部に木目調の模様がある形状は、他の介護用ベッドにおいても採用されている形状又は装飾であって、いずれも独特なものとはいえず、強く需要者の目を引くものとは認められない。

そして、マットレス付き原告ベッドの販売実績及び広告宣伝、本件アンケートの結果を総合考慮しても、本件審決時までには、本願商標が、マットレス付き原告ベッドを表示するものとして、需要者の間に広く認識されるに至ったものと認めることはできない。したがって、原告の上記主張は、理由がない。

以上によれば、本願商標は商標法3条2項に該当しないとされた本件審決の判断に誤りはないから、原告主張の取消事由は理由がない、として原告の請求は棄却された。

## (13)知財高判平成30年11月28日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10230号 特許取消決定取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/170/088170\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/170/088170_hanrei.pdf)

特許異議の申立てを認めて特許を取り消した決定に対する取消訴訟であって、進歩性の有無等についての判断の当否が争点になり、容易想到性の判断等は誤りであるとして、請求を認めた事案。

甲3文献等の記載によると、本件特許の出願当時、光透過性に優れたポリイミドを得るために、波長400nm、光路長1cmの光透過率が80%以上のテトラカルボン酸誘導体を使用することは、当業者にとって周知であったと認められる。また、甲3文献等によると、本件特許の出願当時、光透過性に優れたポリイミドを得るために、モノマーとして、着色の少ないジアミン誘導体を使用することは、当業者にとって周知であったと認められる。しかし、光透過性に優れたポリイミドを得るために、純水又はN,N-ジメチルアセトアミドに10質量%の濃度に溶解して得られた溶液に対する波長400nm、光路長1cmの光透過率(以下「本件光透過率」という。)が90%以上である芳香環を有しないジアミン誘導体又は本件光透過率が80%以上である芳香環を有するジアミン誘導体を使用することは、当業者にとって周知であったとはいえない。理由は以下のとおりである。

確かに、着色の少ないジアミン誘導体を使用するという事は、光透過性の高いジアミン誘導体を使用することを意味するものと理解できる。

しかし、本件証拠上、モノマーとして、本件光透過率が80% 90%以上のジアミン誘導体を使用することについて記載した文献は一切ない。また、甲9文献には、「モノマーの純度も重要なファクターであり、見た目きれいな結晶を

していても僅かな不純物が光透過性を悪化する原因となる。図8には用いたジアミンの再結晶前後の光透過性について示したものである。活性炭を用いて再結晶した後のモノマーを用いた方が光透過性にやや優れている。光透過性では僅かな差ではあるが、着色の差としてははっきりと表れる。」との記載があり、同記載からすると、着色の度合いと光透過性との間の相関の程度は不明といわざるを得ず、他にこの点を認めるに足りる証拠もない。したがって、モノマーとして、着色の少ないジアミン誘導体を使用することが周知であるとしても、そのことから、本件光透過率が80% 90%以上となるジアミン誘導体を使用することまでも周知であるということとはできないというべきである。

このように、光透過性に優れたポリイミドとするために、モノマーとして、本件光透過率が80% 90%以上のジアミン誘導体を使用することが周知であったということとはできないから、甲4発明に本件証拠によって認められる周知技術を適用しても、本件発明1の構成に到らず、したがって、本件発明1は進歩性がないということとはできない。

#### (14)大阪地判平成29年11月9日 判例時報2382号47頁

平成28年(ワ)第8468号 特許権移転登録手続等請求事件(棄却(確定))

XがYに対し、Yの所有に係る特許権(以下、本件特許権)はYの冒認出願により設定登録されたなどとして、特許法74条1項に基づき、本件特許権について移転登録手続をすることなどを求めた事案。

本判決は、同項に基づく移転登録請求をする者は、相手方の特許権に係る特許発明について、自己が真の発明者又は共同発明者であることを主張立証する責任があり、自己が真の発明者又は共同発明者であることを主張立証するためには、単に自己が当該特許発明と同一内容の発明をしたことを主張立証するだけでは足りず、当該特許発明は自己が単独又は共同で発明したもので、相手方が発明したものでないことを主張立証する必要がある、これを裏返せば、相手方の当該特許発明に係る特許出願は自己のした発明に基づいてされたものであることを主張立証する必要があると述べて、Xの請求を棄却した。

#### 【民事手続】

#### (15)東京高決平成30年2月26日 金法2102号76頁

平成30年(ラ)第1630号 破産債権届出却下決定に対する抗告却下決定に対する抗告事件(抗告棄却)

Xは、基本事件である東京地方裁判所の破産事件において、平成26年3月3日に実施された一般調査期日の終了前に、請負契約の解除に伴う約定違約金債権として破産債権の届出をしたが、破産管財人から全額につき異議を述べられ、破産裁判所に債権査定を申立てをしたものの、いずれも0円と査定する旨の決定を受け、この決定に対する異議訴訟でも敗訴した。Xは、平成29年2月23日に至って、請負契約の解除により増加した工事費用相当額の損害金債権として破産債権の届出をしたところ、破産裁判所は、当該届出は前者の届出の届出事項の変更には当たらず、破産法112条1項が定める一般調査期日終了後の届出の要件を満たすものではないなどとして、いずれも却下する決定をした。Xが当該却下決定に対する即時抗告をしたところ、原審は、破産債権届出却下決定に対して即時抗告を認める規定はなく、Xの即時抗告は不適法であるとして却下する決定をしたことから、Xが現決定に対する即時抗告を申し立てたものである。

本決定は、破産法9条は、即時抗告の対象となる裁判を限定的に列挙しているのであって、破産法上即時抗告をすることができる旨の特別の定めがある裁判がされた場合または民事訴訟法の準用により即時抗告の対象となる裁判がされた場合を除き、即時抗告の対象とはならないといわざるを得ないとして、債権調査期日終了後になされた債権届出につき破産法112条1項所定の要件を満たさないとして却下した決定に対する即時抗告は、これをすることができる旨の破産法または民事訴訟法上の定めはないため、不適法であると判示した。

#### 【刑事法】

#### (16)最二決平成30年10月31日 裁判所HP

平成30年(シ)第585号 勾留の裁判に対する準抗告の裁判に対する特別抗告事件(抗告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/095/088095\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/095/088095_hanrei.pdf)

(事案)

原決定が、本件勾留の被疑事実である大麻の営利目的輸入と、それに先立つ勾留の被疑事実である規制薬物として取得した大麻の代替物の所持との実質的同一性や、両事実が一罪関係に立つ場合との均衡のみから、前件の勾留中に本件勾留の被疑事実に関する捜査の同時処理が義務付けられていた旨説示した点は是認できないが、刑訴法411条を準用すべきとまではいえないから、検察官の抗告は棄却する。



### (17)最二決平成30年12月3日 裁判所HP

平成30年(あ)第582号 不正競争防止法違反被告事件(上告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/168/088168\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/168/088168_hanrei.pdf)

#### (事案)

被告人は、A自動車株式会社(以下「A」という。)に勤務し、Aが秘密として管理している自動車の商品企画に関する情報で公然と知られていない情報(Aのサーバーコンピューターに保存)にアクセスするためのID及びパスワードを付与されていた者であるが、自宅でAのサーバーコンピューターにアクセスし、フォルダを複製した行為で、第1審判決で有罪とされ、原審もこれを是認した。弁護人が、法にいう「不正の利益を得る目的」がないなどとして、上告した。

#### (判旨)

被告人は、Aを退職し同業他社へ転職する直前に、Aのデータを私物のハードディスクに複製しているところ、当該複製はAの業務遂行の目的によるものではなく、被告人自身又は転職先等のため退職後に利用することを目的としたものであったことは合理的に推認され、「不正の利益を得る目的」は認められるから、上告は棄却する。

### (18)最三判平成30年12月11日 裁判所HP

平成29年(あ)第44号 覚せい剤取締法違反、詐欺未遂、詐欺被告事件(破棄自判(控訴棄却))

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/179/088179\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/179/088179_hanrei.pdf)

#### (事案)

被告人は、老人ホームの入居契約の際名義を貸した問題解決のため、現金を交付する必要があり、その現金は返還される旨、A(83歳)を誤信させ、Aにマンションの1室B宛に現金150万円入りの荷物を発送させ、被告人が、Bになりすましてこれを受け取った。次に、被告人は、老人ホームの入居の権利を第三者に譲渡した問題解決のための立替金名目で、C(80歳)をして、マンションの1室D宛に現金入りの荷物を発送させ、Dになりすまして配達業者からこれをだまし取るうとしたが、その目的を遂げなかった。さらに、被告人は、同じく老人ホームの入居権譲渡の問題解決の立替金名目で、E(87歳)をして、マンションの1室F宛に現金150万円入りの荷物を発送させ、Fになりすましてこれを受け取った。

被告人は、上記の行為等により、第1審判決において、有罪とされた。

被告人が事実誤認を理由として控訴したところ、原審は、詐欺の故意は認められないなどとして、無罪を言い渡した。

検察官が、上告した。

#### (判旨)

被告人は、異なる場所で異なる名宛人になりすまして荷物の受領行為を繰り返し、その都度報酬を受け取っており、犯罪行為に加担していると認識していることを自認していることから、空室利用送付型詐欺の横行が広く周知されているかどうかにかかわらず、詐欺の故意は認められる。また、原判決は、本件の手口と、被告人が認識していた直接財物を受け取る手口は異質であり、相当高度な抽象能力と連想能力がないと自己の行為が詐欺に当たる可能性は想起できないとするが、両手口は、多数の者が役割分担する中で、他人になりすまして財物を受け取るという行為を分担する点で共通しているのであり、上記能力は必要ない。よって、詐欺の故意は認められるから、原判決は破棄し、控訴は棄却する。

### (19)東京高決平成30年2月5日 判例タイムズ1453号145頁

平成29年(医ほ)第43号 入院決定に対する抗告申立事件(抗告棄却、確定)

Xは都内歩道上にて通行中の男性の顔面付近を右手拳で殴り全治1週間程度の傷害を負わせたとし(対象行為)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(医療観察法)42条1項1号により入院決定がなされた。同決定は、被害男性の供述の信用性を肯定し対象行為を認定したところ、付添人は、同認定に当たっては刑訴法に則った証拠法則が適用され、伝聞証拠は原則として証拠能力を欠くので対象行為は立証されていない等と主張し抗告した。本決定は、刑罰にかわる制裁を科すのではなく継続的かつ適切な医療等を行うことにより社会復帰を促進するという医療観察法の目的や、広く医療が必要な者の中から同法による処遇の対象となり得る者を限定するため、社会復帰の困難性に鑑み、対象行為を行った者であることが要件とされた趣旨に照らすと、対象行為の存否の認定手続は刑事訴訟手続と同様のものでなければならぬ理由はなく、より柔軟で十分な資料に基づいて判断できる審判手続によることが最も適当であると考えられ、医療観察法は職権主義的審問構造による審判手続を定めており、刑訴法の証拠調べに関する規定はそのまま準用されることはないとし、抗告を棄却した。

## (20)東京高判平成30年10月11日 裁判所HP

平成30年(う)第441号 政治資金規正法違反事件(控訴棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/129/088129\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/129/088129_hanrei.pdf)

(事案)

被告人は、政治団体Aの副理事長及び会計責任者、政治団体Bの会計責任者で、かつ、政治団体Cの会計責任者の職務を補佐していた者であるが、Aの収支報告書に、B、Cに対する5000万円の寄付の記載をせず、他の者に対する寄付をした旨虚偽記入をしたこと、Cの収支報告書にAから5000万円の寄付を受けた旨記載せず他の者から寄付を受けたと虚偽記入したこと等で、虚偽記入罪で起訴された。原判決は、被告人を有罪に処したところ、弁護人が控訴した。

(判旨)

被告人は、Aとは別個の政治団体であるB、Cへの寄付に当たり、5000万円ルールが存在することを明確に認識していながら、実質的に5000万円を超える寄付を行おうと外形を作出しようとしていたから、違法性の意識はあり、虚偽記入罪は認められるから、控訴は棄却する。

## (21)東京高判平成30年11月21日 裁判所HP

平成29年(う)第771号 各傷害致死被告事件(破棄自判(被告人A免訴、被告人B控訴棄却))

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/168/088168\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/168/088168_hanrei.pdf)

(事案)

被告人A及びBは、病院に看護師として勤務していた者であるが、共謀の上、医療保護入院中の被害者Cに対し、Aが仰向けに寝ていたCの顔面を足で踏みつけるなどの暴行を加え、Bが膝でCの頸部等を押さえつけるなどの暴行を加え、Cに頸髄損傷等の傷害を負わせ、両側性肺炎により死亡させた行為において、傷害致死罪で起訴された。

第1審判決は、Bについては暴行及び共謀を認めず、無罪とし、Aについては暴行とCの骨折・頸髄損傷との因果関係を否定し、暴行罪を成立させ、罰金30万円に処した。

検察官、弁護人共に控訴した。

(判旨)

Aの暴行とCの傷害との因果関係は立証されず、同時傷害の特例の適用による傷害致死罪も成立しないため、暴行罪にとどまるとした原判断は是認できるが、Aの公訴提起は本件犯行から3年以上経過した後であるから、公訴時効が完成しており、免訴の判決を言い渡すべきであった(刑訴337条)から、原判決は破棄し、Aを免訴する。

検察官は、Bの行為は社会的相当性を欠くというが、看護目的から抑制行為をしたにすぎず、論旨に理由はないから、控訴は棄却する。

## (22)大阪地判平成29年9月27日 判例時報2384号129頁

平成27年(わ)第4360号 医師法違反被告事件(有罪(控訴(破棄自判)))

医師免許を有しない入れ墨の施術業者(彫り師)である被告人が業として針を取り付けた施術用具を用いて皮膚に色素を注入する行為(入れ墨)を行ったことにつき、医師法17条違反の罪が成立するかが争われた事案。

第1審裁判所は、入れ墨の施術行為は、医師が行うのでなければ保健衛生上の危害を生ずるおそれのある行為であるから、医師法17条の「医業」の内容である医行為に該当する、入れ墨の施術行為に医師法を適用することは憲法上の各規定に違反しない、入れ墨の施術行為には実質的違法性が認められることから、医師免許なくして施術行為を行うことには無免許医業罪が成立する、と判断し、罰金15万円を言い渡した。

なお、控訴審は入れ墨の施術は医療行為に該当しないとし、原判決を破棄して無罪判決を言渡している(大阪高判平成30年11月4日)。

## 【公法】

## (23)神戸地判平成30年1月17日 判例タイムズ1453号171頁

平成29年(行ウ)第13号 弁護士報酬請求事件(請求棄却、控訴)

Xは、地方自治法242条2第1項4号に基づき被告(市)に対し公金支出の相手方である各法人への不当利得返還等の請求を求める住民訴訟を提起し、第1審及び控訴審にて請求の一部が認容されたが、上告審は、訴訟係属中に上記請求権を放棄する旨の被告市議会の議決がされたことを理由に第1審を取消し請求を棄却し確定した。Xは、不当利得返還請求権の存在が公権的に確認された以上、被告に一度は債権が帰属し、違法の是正がされるなど利益が生じており勝訴要件は満たされるとし、同条12項に基づきX代理人弁護士に支払う報酬の支払いを求めた。本判決は、同請求権は衡平の理念から住民訴訟で原告が勝訴した結果利益を受ける普通地方公共団体に対し原告が弁護士報酬の支払いを求めることができるとしたものであるが、その利益に対する原告の寄与の評価等は容易ではないことから、客観的に明確な基準により画一的に発生如何についての判断を行うことを意図したものであり、そのような条文の趣旨及び

文言からすれば、請求棄却判決がされている場合に勝訴要件を満たしていると解釈することは出来ないとし、請求を棄却した。

## 【社会法】

### (24) 最三判平成30年12月18日 裁判所HP

平成29年(行ヒ)第292号 生活保護変更決定取消等請求事件(破棄自判)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/191/088191\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/191/088191_hanrei.pdf)

勤労収入についての適正な届出をせず不正に保護を受けた者に対する生活保護法(平成25年法律第104号による改正前のもの)78条に基づく費用徴収額決定に係る徴収額の算定に当たり、当該勤労収入に対応する基礎控除(昭和36年4月1日付け厚生事務次官通知に基づくもの)の額に相当する額を控除しないことが違法であるとはいえないとされた事案。

控訴審判決は、「本件勤労収入が適正に届け出られていれば、本件基礎控除額は被上告人の世帯の収入とは認定されていなかったはずであるから、これに相当する額についても保護費が支給されていたことになる。そうすると、本件基礎控除額に相当する額は、上記差額に含まれないため、法78条徴収額の算定に当たり、これを控除しなければならない。」としたが、最高裁判所は、「勤労収入は、本来、被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきものである。そして、基礎控除は、被保護者が勤労収入を適正に届け出た場合において、勤労収入に係る額の一部を収入の認定から除外するという運用上の取扱いであるところ、上記のとおり、保護は、保護受給世帯における収入、支出その他生計の状況についての適正な届出を踏まえて実施されるべきものであるから、そのような届出をせず、不正に保護を受けた場合にまで基礎控除の額に相当する額を被保護者に保持させるべきものとはいえず、これを法78条に基づく徴収の対象とすることが同条の上記趣旨に照らし許されないものではない。」として、前記の通り判断した。

### (25) 大阪地判平成30年3月1日 判例時報2382号60頁

平成25年(ワ)第9354号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

飲食店の店長として勤務していたAがうつ病を発症して、自殺したため、Aの父であるXがY1及び出向先Y2に対し、雇用契約上の安全配慮義務違反、Y3 Y5に対し、Y1又はY2の代表取締役又は取締役の善管注意義務違反に基づき損害賠償金の支払いを求めた事案。Yらは、過重労働の事実はなく、Aの自殺原因はアルコール依存による脆弱性や失恋であると争った。

本判決は、労災の業務起因性の基準を参考に、Aが82日間の連続勤務をしたこと、3カ月間連続で100時間以上の時間外労働に従事したことからすれば、他にうつ病を発症する原因が窺われなければ、過重労働によりうつ病を発症し、自殺するに至ったと認められるとし、アルコール依存による脆弱性や失恋という自殺原因は認めるに足りる証拠がないとして排斥し、業務と自殺との間の相当因果関係を認め、Aを雇用していたY1並びにその役員であるY3及びY5は、Aが健康を損なうことのないように労働時間の管理等を行う安全配慮義務に違反したとして、8083万円のうち、約6959万円の請求を認容した。

## 【紹介済判例】

最一決平成28年6月21日 判例時報2384号126頁

平成26年(あ)第1546号 児童福祉法違反被告事件(上告棄却)

法務速報182号20番にて紹介済み

最三判平成28年12月9日 判例時報2383号118頁

平成27年(あ)第416号 覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件 上告棄却

法務速報188号19番にて紹介済み

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/323/086323\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/323/086323_hanrei.pdf)

最二決平成29年3月27日 判例時報2384号122頁

平成27年(あ)第1266号 犯人隠避、証拠隠滅被告事件(上告棄却)

法務速報192号16番にて紹介済み

最大判平成29年11月29日 判例時報2383号115頁

平成28年(あ)第1731号 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、強

制わいせつ,犯罪による収益の移転防止に関する法律違反被告事件 上告棄却

法務速報200号19番にて紹介済み

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/256/087256\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/256/087256_hanrei.pdf)

最高裁判決平成29年12月18日 判例時報2382号3頁

平成28年(行ヒ)第404号の1 被爆者健康手帳交付等請求事件 (一部破棄自判,一部上告棄却)

法務速報200号27番にて紹介済み

最三決平成29年12月19日 金法2102号64頁

平成29年(許)第10号 債権仮差押命令を取り消す決定に対する保全抗告審の債権仮差押命令一部認可決定に対する許可抗告事件(上告棄却)

法務速報201号7番にて紹介済み

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/338/087338\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/338/087338_hanrei.pdf)

前橋地判平成30年1月31日 判例タイムズ1453号161頁

平成28年(行ウ)第5号 前橋市による預金差押処分取消等請求事件(一部認容,確定)

法務速報209号13番にて紹介済み

最一判平成30年2月15日 判例時報2383号15頁

平成28年(受)第2076号 損害賠償請求事件 破棄自判

法務速報202号1番にて紹介済み

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/458/087458\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/458/087458_hanrei.pdf)

最二判平成30年6月1日 判例タイムズ1453号47頁

平成29年(受)第442号地位確認等請求事件(一部破棄自判,一部破棄差戻,一部上告棄却)

法務速報206号19番にて紹介済み

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/785/087785\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/785/087785_hanrei.pdf)

最二判平成30年6月1日 判例タイムズ1453号58頁

平成28年(受)第2099号,平成28年(受)第2100号 未払賃金等支払請求上告,同附带上告事件(一部上告棄却,一部破棄差戻)

法務速報206号18番にて紹介済み

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/784/087784\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/784/087784_hanrei.pdf)

最三判平成30年7月17日 判例タイムズ1453号68頁

平成29年(受)第2212号 放送受信料請求事件(上告棄却)

法務速報207号1番にて紹介済み

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/877/087877\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/877/087877_hanrei.pdf)

## 2.平成30年(2018年)12月20日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 197 1

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い,国会議員の秘書の給与の額を改定することを定めた法律。

・衆法 197 5

特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律

・・・特定興行入場券の不正転売の禁止,国及び地方公共団体の相談体制の充実等について定めた法律。

・衆法 197 6

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律

・・・産学官連携によるイノベーションの創出の促進,研究開発法人及び大学等の経営能力の強化の推進,若年者である研究者の雇用の安定等,特定公募型研究開発業務に係る基金の設置等について定めた法律。

・衆法 197 7

ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律

・・・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の推進に関する国等の責務,ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の策定等に当たっての留意事項等を定めた法律。

・衆法 197 8

建築士法の一部を改正する法律

・・・一級建築士試験,二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格を改めること等を定めた法律。

・衆法 197 9

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律

・・・貨物自動車運送事業の適確な遂行に関する遵守義務の創設,荷主に勧告をした場合における公表制度の創設等を定めた法律。

・衆法 197 10

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

・・・成育医療等の提供に関する施策に関する基本理念,国,地方公共団体,保護者及び医療関係者等の責務等,成育医療等基本方針の策定,成育医療等の提供に関する施策の基本事項を定めた法律。

・参法 197 74

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

・・・臍帯血供給事業者が移植に用いる臍帯血について行う場合等を除き,移植に用いる臍帯血の採取,保存,引渡し等及び造血幹細胞移植に用いることができるものとしての臍帯血の取引を業として行うことを禁止することを定めた法律。

・参法 197 75

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中,心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法

・・・循環器病対策に関する基本理念,国,地方公共団体,医療保険者,国民及び保健,医療又は福祉の業務に従事する者の責務,循環器病対策の推進に関する計画の策定,循環器病対策の基本事項を定めた法律。

・閣法 196 45

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律

・・・サイバーセキュリティ戦略本部長及びその委嘱を受けた国務大臣その他関係事業者等を構成員とするサイバ

ーセキュリティ協議会の創設,サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整に関する事務をサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務に追加すること等を定めた法律。

・閣法 196 48

水道法の一部を改正する法律

・・・都道府県による水道基盤強化計画の策定,水道事業者等による水道施設台帳の作成,地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入,指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制の導入等を定めた法律。

・閣法 197 1

出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律

・・・産業上の分野に属する技能を有する外国人に係る新たな在留資格に係る制度の創設,当該外国人が本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約の規定の整備,法務省の外局として出入国在留管理庁の創設等を定めた法律

。

・閣法 197 2

原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律

・・・原子力事業者に対する損害賠償実施方針の作成及び公表の義務付け,原子力事業者による特定原子力損害賠償仮払金の支払のために必要な資金の貸付制度の創設,原子力損害賠償紛争審査会が行う和解の仲介の手続の利用に係る時効の中断の特例に関する規定の創設等を定めた法律。

・閣法 197 3

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律

・・・人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付けの職員の給与の改定に関する勧告に鑑み,一般職の国家公務員の俸給月額,初任給調整手当,宿日直手当,期末手当及び勤勉手当の額を改定することを定めた法律。

・閣法 197 4

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の給与改定に伴い,特別職の職員の給与の額を改定することを定めた法律。

・閣法 197 5

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

・・・海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進のための基本方針の策定,海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の指定,海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域内の海域の占用等に係る計画の認定制度の創設等を定めた法律。

・閣法 197 6

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般の政府職員の給与改定に伴い,裁判官の報酬月額の改定を行うことを定めた法律。

・閣法 197 7

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般の政府職員の給与改定に伴い,検察官の俸給月額の改定を行うことを定めた法律。

・閣法 197 8

漁業法等の一部を改正する等の法律

・・・漁獲割当ての実施等による水産資源の保存及び管理のための制度の創設,漁業の許可及び免許に係る要件等に関する規定の整備,沿岸漁場における水産動植物の生育環境を保全及び改善するための制度の創設等を定めた法律

。

・閣法 197 9

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律

・・・登録又は指定の日前から登録又は指定に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等に当該特定

農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示等を使用していた者等がこれらの表示を使用することの制限, 広告等について特定農林水産物等に係る地理的表示の使用を規制すること等を定めた法律。

・閣法 197 10

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

・・・一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定することを定めた法律。

・閣法 197 11

食品表示法の一部を改正する法律

・・・食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品を回収する食品関連事業者等に回収に着手した旨及び回収の状況の届出を義務付けること等を定めた法律。

・閣法 197 12

地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律

・・・全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の期日を統一すること, これに伴う公職選挙法の特例を定めることを定めた法律。

・閣法 197 13

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律

・・・天皇の退位等に関する皇室典範特例法を踏まえ, 天皇の即位に際し, 国民こぞって祝意を表するため, 即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とすること等を定めた法律。

### 3.12月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

京野 哲也/編著 ぎょうせい 232頁 3,240円

民事反対尋問のスキル いつ,何を,どう聞くか?

高中 正彦 堀川 裕美 西田 弥代 関 理秀/著 ぎょうせい 213頁 3,240円

弁護士の現場力 民事訴訟編 事件の受任から終了までのスキルと作法

東京弁護士会法友会 編 ぎょうせい 216頁 2,700円

新制度がこれ1冊でわかるQ&A改正相続法の実務

金融取引法研究会 編 経済法令研究会 284頁 2,592円

一問一答 相続法改正と金融実務

松井 信憲 大野 晃宏/編著 商事法務 321頁 4,320円

一問一答 平成30年商法改正

村松 秀樹 松尾 博憲/著 商事法務 205頁 3,240円

定型約款の実務Q&A



#### 4.12月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

千葉県社会福祉会/千葉県弁護士会 編 日本加除出版 365頁 3,888円  
刑事司法ソーシャルワークの実務 本人の更生支援に向けた福祉と司法の協働

東京弁護士会 親和全期会 編著 第一法規 200頁 2,700円  
こんなところでつまづかない!破産事件21のメソッド

森野 誠/沼真佐人/加藤寛輝 著 日本加除出版 560円 5,616円  
民事執行及び民事保全制度における供託実務 事例に基づく執行供託を中心に

森・濱田松本法律事務所=MHM税理士事務所/編 商事法務 570頁 7,776円  
設例で学ぶオーナー系企業の事業承継・M&Aにおける法務と税務

瀧 康暢/著 ぎょうせい 362頁 3,888円  
自治体債権の滞納処分停止・債権放棄の実務

渡辺輝人/著 旬報社 286頁 3,024円  
残業代請求の理論と実務

## 5. 発刊書籍<解説>

「弁護士の現場力 民事訴訟編 事件の受任から終了までのスキルと作法」

新人弁護士向けに、事件の受任から、交渉、訴訟提起、判決言い渡し後の強制執行までのいわゆる基本的な民事事件の流れについて、具体的にどうするのかという実務的な活動を解説している本である。初めて実務に臨むにあたり不安がある際に読んでおくとよい本である。

「こんなところではつまづかない!破産事件21のメソッド」

個人破産、法人破産の申立や管財業務について、注意すべきポイントに絞って参考文献を挙げるなどして解説されている。主に若手向けではあるが、中堅が管財業務を行う際等に方針を確認するためにも使える本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。